

# お預かり Ee サービス要綱

令和3年7月1日実施

沖縄電力株式会社

# 目 次

本 則	
1 適 用	1
2 適 用 条 件	1
3 サービス要綱の変更	1
4 定 義	2
5 単位および端数処理	3
6 実 施 細 目	3
7 サービス契約の申込み	3
8 サービス契約の成立および契約期間	3
9 サービス契約の単位	4
10 承 諾 の 限 界	4
11 お預かりサービス料	4
12 お預かり Ee サービスおよびお預かりサービス料の適用開始の時期	4
13 お預かりサービス料の算定期間	4
14 日 割 計 算	4
15 お預かりサービス料の支払義務および支払期日	5
16 お預かりサービス料の支払方法	5
17 お預かり Ee サービス実施にともなう需給契約等の料金の取扱い	5
18 お預かりサービス電力量の算定等	7
19 名 義 の 変 更	7
20 サービス契約の廃止	8
21 解 約 等	8
22 サービス契約消滅後の債権債務関係	8
23 そ の 他	8
附 則	9

# 本 則

## 1 適 用

当社が、沖縄県（当社が定める離島供給約款の適用地域を除きます。）の供給区域内の場所において、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」（以下「受給契約要綱」といいます。）にもとづき低圧で受電した電気を一時的にお預かりしたものと見なし、当該受電した電気に需給契約の電力量料金率を適用して割引額を算定するサービス（以下「お預かり Ee サービス」といいます。なお、一時的にお預かりした当該受電した電気について、当該受電した電気に需給契約の電力量料金率を適用して割引額を算定し、需給契約の料金として算定された金額から当該割引額を差し引くことをもって当該受電した電気をお返ししたものとみなします。また、当該受電した電気にかかる非化石価値については当社にすべて帰属するものといたします。）を行なうときのお預かりサービス料等その他の条件は、このお預かり Ee サービス要綱（以下「このサービス要綱」といいます。）によります。

## 2 適 用 条 件

次のいずれにも該当するお客さまで、このサービス要綱の適用を希望され、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。ただし、このサービス要綱にもとづくお預かり Ee サービスに係る契約（以下「サービス契約」といいます。）を廃止された後 1 年に満たないお客さまについては、このサービス要綱を適用いたしません。

なお、当社が別に定める再エネ E ポイントプランが適用されている場合は、このサービス要綱を適用いたしません。

- (1) 当社が別に定めるグッドバリュープラン、従量電灯 plus, Ee ホームホリデー, Ee ホームフラット, プレミアムバリュープラン, 時間帯別電灯, または Ee らいふにより当社と需給契約を締結していること。
- (2) (1) の需給契約を締結している需要場所と同一の太陽光発電を設置している発電場所において、(1) の需給契約について受給契約要綱により当社と受給契約（再生可能エネルギー固定価格買取制度の対象となる受給契約は除きます。）を締結していること。
- (3) 需給契約と受給契約が同一契約者であること。

## 3 サービス要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、このサービス要綱を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であ

っても、料金その他の条件は、変更後のお預かり Ee サービス要綱によりま  
す。

イ 当社が別に定める特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）  
および 2（適用条件）(1)における料金の要綱等（以下、供給約款とあ  
わせて「供給約款等」といいます。）ならびに受給契約要綱の変更または  
法令の制定もしくは改廃により、このサービス要綱を変更する必要が生  
じた場合

この場合、当社は、変更後の供給約款等および受給契約要綱または法  
令をふまえ、このサービス要綱を変更いたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづき、このサービス要綱を  
変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化等合理的な理由によ  
り、このサービス要綱を変更する必要が生じた場合

(2) 当社は、このサービス要綱の変更を行なう場合は、あらかじめお客さま  
に変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等につ  
いてお知らせいたします。

この場合、変更とされない事項については、お知らせを省略することが  
あります。

なお、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更  
その他の契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、あらか  
じめお客さまに変更しようとする事項の概要についてのみお知らせし、変  
更した後のお知らせはいたしません。

(3) 当社は、このサービス要綱の変更を行なう場合は、その内容について書  
面の交付、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウ  
ェブサイトに掲載する方法等によりお知らせいたします。

#### 4 定 義

次の言葉は、このサービス要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

なお、このサービス要綱において用いる用語は、別に定めのない限り、供給  
約款等または受給契約要綱に定める意味によるものといたします。

(1) お預かりサービス電力量

受給地点において、当社がお客さまから受電するお預かりサービスに  
係る電気の電力量をいいます。

(2) お預かりサービス上限電力量

お預かりサービス電力量のうち、1月の料金の算定期間において需給  
契約の料金を算定する際に適用する電力量の上限値をいい、1月につき  
300 キロワット時といたします。

### (3) 電力量料金率

お客さまが適用を受ける需給契約の使用電力量にもとづき算定する料金において適用される電力量料金単価をいいます。

### (4) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

なお、電力量料金率およびお預かりサービス料には消費税等相当額を含みます。

## 5 単位および端数処理

このサービス要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) お預かりサービス電力量およびお預かりサービス上限電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

## 6 実施細目

このサービス要綱の実施上必要な細目的事項は、このサービス要綱の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

## 7 サービス契約の申込み

お客さまが新たにサービス契約を希望される場合は、あらかじめこのサービス要綱を遵守することを承認のうえ、お預かり Ee サービスに係る次の事項を明らかにして、当社が指定する方法で申込みをしていただきます。

- (1) 当社との需給契約の内容
- (2) 当社との受給契約の内容

## 8 サービス契約の成立および契約期間

- (1) サービス契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、サービス契約が成立した日から、サービス契約が成立した際現に契約している需給契約の契約期間の満了日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、サービス契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

## 9 サービス契約の単位

当社は、1 発電場所における 1 受給契約について、1 サービスプランによる 1 サービス契約を締結いたします。

## 10 承諾の限界

当社は、法令、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）等の理由により、サービス契約の申込みをお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

## 11 お預かりサービス料

当社は、お預かり Ee サービスの実施にともない、料金として、1 月につき次に定めるお預かりサービス料をお客さまから申し受けます。

1 契約につき	5,000 円 00 銭
---------	--------------

## 12 お預かり Ee サービスおよびお預かりサービス料の適用開始の時期

お預かり Ee サービスおよびお預かりサービス料は、原則として、以下の日から適用いたします。

(1) お預かり Ee サービス

サービス契約が成立した日の直後のお客さまの需給契約の検針日

(2) お預かりサービス料

(1)の後に到来するお客さまの需給契約の検針日

## 13 お預かりサービス料の算定期間

お預かりサービス料の算定期間は、需給契約における前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、サービス契約が消滅した場合で、消滅日から新たなサービス契約が成立しないときのお預かりサービス料の算定期間は、需給契約における直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

なお、お預かりサービス料はその算定期間を「1 月」として算定いたします。

## 14 日割計算

当社は、21（解約等）によってサービス契約が消滅した場合は、供給約款 31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、お預かりサービス料およびお預かりサービス上限電力量を算定いたします。

## 15 お預かりサービス料の支払義務および支払期日

- (1) お客様のお預かりサービス料の支払義務は、お客様の需給契約の支払義務発生日と同じ日に発生いたします。  
また、サービス契約が消滅した場合は、消滅日といたします。
- (2) お客様のお預かりサービス料は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。  
なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

## 16 お預かりサービス料の支払方法

- (1) お預かりサービス料は、お客様の需給契約の料金の支払方法と同じ支払方法により、お客様の需給契約の料金とあわせて支払っていただきます。この場合、需給契約の料金が当社に支払われた日と同じ日に、当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (2) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、お預かりサービス料を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(1)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

## 17 お預かり Ee サービス実施にともなう需給契約等の料金の取扱い

- (1) 当社は、お預かり Ee サービスの実施により、お客様の需給契約の料金を次のとおり取り扱います。
  - イ 各月の需給契約の料金は、お客様が適用を受ける需給契約の料金として算定された金額（以下「割引前料金」といいます。）から(イ)によって算定された金額（以下「お預かりサービス割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。  
なお、割引前料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金およびお預かりサービス割引額を差し引いてえた金額がお客様が適用を受ける供給約款等に定める最低料金または基本料金を下回るときは、その1月の需給契約の料金は、お客様が適用を受ける供給約款等に定める最低料金または基本料金と再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(イ) お預かりサービス割引額

お預かりサービス割引額は、お預かりサービス割引電力量料金率にお預かりサービス電力量を乗じて算定いたします。

なお、お客さまが適用を受ける供給約款等で定める燃料費調整単価にお預かりサービス電力量を乗じて算定した金額を差し引いたもの、または、加えたものいたします。

(ロ) お預かりサービス割引電力量料金率

お預かりサービス割引電力量料金率は、割引前料金の算定において適用される電力量料金率といたします。

(ハ) お預かりサービス電力量

お預かりサービス電力量は、18（お預かりサービス電力量の算定等）にもとづき算定された電力量といたします。

なお、需給契約で最低料金の定めがある場合、お預かりサービス電力量は、10kWh を超えた使用電力量が対象となります。また、プレミアムバリュープランの場合、400kWh を超えた使用電力量が対象となります。

(ニ) 割引前料金の算定において複数の電力量料金率が適用される場合のお預かりサービス割引額の算定にかかわる取扱い

a その1月の割引前料金の算定において複数の電力量料金率が適用される場合は、当該複数の電力量料金率のうち最も高い電力量料金率をお預かりサービス割引電力量料金率とし、お預かりサービス割引額を算定いたします。

b その1月のお預かりサービス電力量が、その1月の割引前料金の算定において当該複数の電力量料金率のうち最も高い電力量料金率が適用になる使用電力量を上回る場合は、その上回る電力量については、当該複数の電力量料金率のうち2番目に高い電力量料金率を用いてお預かりサービス割引額を算定いたします。

c bの場合で、当該上回る電力量が、その1月の割引前料金の算定において当該複数の電力量料金率のうち2番目に高い電力量料金率が適用になる電力量を上回るときは、その上回る電力量については、当該複数の電力量料金率のうち3番目に高い電力量料金率を用いてお預かりサービス割引額を算定いたします。

d cの場合で、当該上回る電力量が、その1月の割引前料金の算定において当該複数の電力量料金率のうち3番目に高い電力量料金率が適用になる電力量を上回るときは、その上回る電力量については、当該複数の電力量料金率のうち4番目に高い電力量料金率を用いてお預かりサービス割引額を算定いたします。

ロ 需給契約の料金その他の支払方法は供給約款等に定めるところによるものといたします。



- (2) 当社は、お預かり Ee サービスの実施により、受給契約に係る料金について、受給契約要綱Ⅲ（料金の算定および支払い）にかかわらず、お支払いいたしません。ただし、その1月の受給電力量がお預かりサービス上限電力量または需給契約にもとづいて算定した料金の算定期間の使用電力量のうちいずれか小さい値を上回る場合は、その上回る受給電力量についてはこの限りではありません。この場合、受給契約要綱 20（料金の支払期日）における「検針を行った月の翌月 10 日」は、「検針を行った月の翌々月 10 日」に読み替えるものといたします。

なお、受給契約の料金その他の支払方法は受給契約要綱に定めるところによるものといたします。

- (3) 当社は、20（サービス契約の廃止）(2) によってサービス契約が消滅した場合の消滅日の前日を含む料金の算定期間の受給電力量およびその前月の料金の算定期間の受給電力量は、受給契約要綱にもとづき受給契約の料金を算定し、お客さまにお支払いいたします。

なお、受給契約の料金その他の支払方法は受給契約要綱に定めるところによるものといたします。

## 18 お預かりサービス電力量の算定等

- (1) 料金の算定期間のお預かりサービス電力量は、受給契約要綱 19（受給電力量の計量等）により計量した料金の算定期間の前月の受給電力量といたします。ただし、その1月の受給電力量がお預かりサービス上限電力量または需給契約にもとづいて算定した料金の算定期間の使用電力量のうちいずれか小さい値を上回る場合は、お預かりサービス電力量は、お預かりサービス上限電力量または需給契約にもとづいて算定した料金の算定期間の使用電力量のうちいずれか小さい値といたします。
- (2) 需給契約の契約種別の変更がある場合で、変更後の契約種別が 2（適用条件）(1) に定める契約種別となるときは、お預かりサービス割引額は、変更後の契約種別で 17（お預かり Ee サービス実施にともなう需給契約等の料金の取扱い）(1) イ（二）にもとづいて算定いたします。また、お預かりサービス電力量が変更後の契約種別による使用電力量を上回る場合は、その上回る電力量については、変更前の契約種別で 17（お預かり Ee サービス実施にともなう需給契約等の料金の取扱い）(1) イ（二）にもとづいてお預かりサービス割引額を算定いたします。

## 19 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまでサービス契約の適用を受けていたお客さまの当社に対するサービス契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き同様のサービス契約の適用を希望される場合は、名

義変更の手続きによることができます。この場合、当社所定の様式および当社が必要に応じて提出を求める資料により申込みを行なっていただきます。

## 20 サービス契約の廃止

- (1) お客様がサービス契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) サービス契約は、お客様が当社に通知された廃止期日を含むお預かりサービス利用料の算定期間の始期までさかのぼって消滅するものといたします。ただし、21(解約等)によって、当社がサービス契約を解約した場合は、解約日にサービス契約は消滅するものといたします。  
なお、サービス契約の消滅日までにお客様から当社との受給契約の廃止の申込みがない場合は、当該消滅日から、受給契約要綱を適用するものといたします。

## 21 解 約 等

お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、サービス契約を解約することがあります。

- (1) お客様がお預かりサービス料を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
- (2) 2（適用条件）に定める要件を満たさない場合
- (3) お客様がその他供給約款等、受給契約要綱およびこのサービス要綱に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めないとき。

## 22 サービス契約消滅後の債権債務関係

サービス契約期間中のお預かりサービス料の債権債務は、サービス契約の消滅によっては消滅いたしません。

## 23 そ の 他

- (1) 当社は、料金等のお知らせおよび請求等は、その内容について書面の送付または当社所定のインターネットサイトへの掲載によりお知らせいたします。  
なお、受給契約に係る料金のお知らせについては、17（お預かり Ee サービス実施にともなう需給契約等の料金の取扱い）(2)により算定した料金をお知らせいたします。
- (2) 当社は、供給約款 34（延滞利息）に定める延滞利息は申し受けません。
- (3) その他の事項については、供給約款等または受給契約要綱に定めるところによるものといたします。



## 附 則

### 1 実 施 期 日

この要綱は、令和3年7月1日から実施いたします。

### 2 「お預かり Ee サービス要綱（令和3年1月20日実施）」（以下「旧要綱」といいます。）に関する切替措置

旧要綱「3 サービス要綱の変更」に定める「変更後のお預かり Ee サービス要綱」とは、この要綱をいいます。